

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金処分の件

当社の利益配分につきましては、安定配当の維持を基本に、中長期的な経営環境や収支状況などを総合的に勘案して決定することとしております。

当年度の普通株式の配当金につきましては、昨年11月に中間配当金として1株につき5円をお支払いいたしておりますが、期末配当金につきましては、当年度の業績及び中長期的な経営環境や収支状況などを総合的に勘案いたしまして、1株につき15円とさせていただきたいと存じます。

また、B種優先株式の配当金につきましては、定款の定めに従い実施させていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金15円
総額	3,084,403,365円
当社B種優先株式1株につき	金1,500,000円
総額	705,000,000円
合計総額	3,789,403,365円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下、本議案において「取締役」といいます。）全員が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者を決定するにあたり、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、特段指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

また、各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、本年4月1日から会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を、藤井 裕氏、齋藤 晋氏、上野昌裕氏、小林剛史氏、原田憲朗氏、勝海和彦氏との間で締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各取締役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことが判明した場合などは当社が補償した費用及び損失の返還請求が可能となることや、当社が各取締役に対して補償する同項第2号の損失の支払限度額の定めなどを設けています。各候補者の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、濱谷将人氏、土田 拓氏、吉川 武氏の選任が承認された場合は、各氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、填補対象とされる損害の範囲は、株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用です。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。当該保険の被保険者の範囲は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、保険料は当社が全額負担しています。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者 番号	氏 名		取締役会 出席回数	性別	候補者 番号	氏 名		取締役会 出席回数	性別
1	ふじ い ゆたか 藤 井 裕	再任	14／14 (100%)	男性	6	かつ うみ かず ひこ 勝 海 和 彦	再任	10／10 (100%)	男性
	代表取締役会長					取締役 常務執行役員			
2	さい とう すすむ 齋 藤 晋	再任	14／14 (100%)	男性	7	はま や まさ と 濱 谷 将 人	新任	—	男性
	代表取締役 社長執行役員					常務執行役員			
3	うえ の まさ ひろ 上 野 昌 裕	再任	14／14 (100%)	男性	8	つち だ ひろし 土 田 拓	新任	—	男性
	代表取締役 副社長執行役員					執行役員			
4	こ ばやし つよ し 小 林 剛 史	再任	14／14 (100%)	男性	9	よし かわ たけし 吉 川 武	新任 社外 独立	—	男性
	取締役 常務執行役員								
5	はら だ のり あき 原 田 憲 朗	再任	13／14 (92%)	男性					
	取締役 常務執行役員								

- (注) 1. 各候補者の氏名の下段には、本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。
2. 勝海和彦氏の取締役会出席回数は、2023年6月28日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者番号

1

ふじ

藤

い

井

ゆたか

裕

(1956年4月19日生)

再任



略歴、地位及び担当

1981年 4 月 当社入社
2015年 6 月 当社取締役 常務執行役員 流通本部長
2016年 6 月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長
2018年 4 月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 送配電カンパニー社長
2019年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員
2022年 6 月 当社代表取締役 社長執行役員
2023年 6 月 当社代表取締役会長（現在にいたる）

重要な兼職の状況

北海道経済連合会会長（2023年6月就任）

候補者としての理由

藤井 裕氏は、2019年より社長として当社の経営にあたり、2023年からは会長として変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

所有する当社
普通株式の数
40,700株

取締役会出席回数

14/14
(100%)

候補者番号

2

さい

齋

とう

藤

すすむ

晋

(1961年1月23日生)

再任



略歴、地位及び担当

1983年 4 月 当社入社
2021年 6 月 当社取締役 常務執行役員 火力部・カイゼン推進室・情報通信部
担当
2023年 6 月 当社代表取締役 社長執行役員 原子力推進本部長（現在にいたる）

候補者としての理由

齋藤 晋氏は、2023年より社長に就任し、変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

所有する当社
普通株式の数
9,900株

取締役会出席回数

14/14
(100%)

候補者番号

3

うえ の まさ ひろ
上 野 昌 裕

(1960年12月13日生)

再任



所有する当社
普通株式の数
17,300株
取締役会出席回数
14/14
(100%)

略歴、地位及び担当

1983年 4 月 当社入社
2014年 6 月 当社工務部長
2015年 7 月 当社執行役員 工務部長
2016年 6 月 当社執行役員 企画部長
2017年 7 月 当社上席執行役員 企画部長
2018年 4 月 当社上席執行役員 経営企画室長
2018年 7 月 当社執行役員 経営企画室長
2019年 6 月 当社取締役 常務執行役員
2023年 6 月 当社代表取締役 副社長執行役員 原子力推進本部本部長代理、経営企画室・総合研究所担当（現在にいたる）

候補者とした理由

上野昌裕氏は、主に工務部門、企画部門での業務経験を有しています。2019年に取締役役に選任され、経営企画室等の担当を務め、2023年には副社長執行役員に就任するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

4

こ ばやし つよ し
小 林 剛 史

(1961年9月19日生)

再任



所有する当社
普通株式の数
13,600株
取締役会出席回数
14/14
(100%)

略歴、地位及び担当

1984年 4 月 当社入社
2015年 6 月 当社企画部部長
2017年 6 月 当社経理部長
2017年 7 月 当社執行役員 経理部長
2019年 7 月 当社常務執行役員 経理部長
2020年 6 月 当社取締役 常務執行役員 秘書室・経理部・資材部担当（現在にいたる）

候補者とした理由

小林剛史氏は、主に企画部門、経理部門での業務経験を有しています。2020年に取締役役に選任され、経理部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

5

は ら だ の り あ き
原 田 憲 朗

(1961年9月19日生)

再任



所有する当社
普通株式の数
14,400株
取締役会出席回数
13/14
(92%)

略歴、地位及び担当

1985年 4 月 当社入社
2014年 6 月 当社配電部長
2016年 7 月 当社執行役員 配電部長
2017年 6 月 当社執行役員 人事労務部長
2018年 6 月 当社執行役員 人事労務部長
株式会社ほくでんアソシエ取締役社長（2020年6月退任）
2018年 7 月 当社常務執行役員 人事労務部長
2020年 6 月 当社取締役 常務執行役員 原子力事業統括部長補佐
2023年 4 月 当社取締役 常務執行役員 原子力推進本部副本部長，原子力事業統括部長補佐，水力部・土木部・藻岩発電所リプレイス工事建設所・上川発電所リプレイス工事建設所担当（現在にいたる）

重要な兼職の状況

ほくでんエコエナジー株式会社取締役社長（2021年6月就任）

候補者とした理由

原田憲朗氏は、主に配電部門での業務経験を有しています。2020年に取締役に選任され、水力部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

6

か つ う み か ず ひ こ
勝 海 和 彦

(1963年1月11日生)

再任



所有する当社
普通株式の数
11,900株
取締役会出席回数
10/10
(100%)

略歴、地位及び担当

1987年 4 月 当社入社
2017年 6 月 当社原子力部長
2017年 7 月 当社執行役員 原子力部長
2018年 4 月 当社執行役員 原子力事業統括部原子力部長
2020年 6 月 当社執行役員 原子力事業統括部長補佐
2021年 6 月 当社執行役員 原子力事業統括部長補佐，泊原子力事務所長
2021年 7 月 当社常務執行役員 原子力推進本部副本部長，原子力事業統括部長補佐，泊原子力事務所長
2023年 6 月 当社取締役 常務執行役員 原子力推進本部副本部長，原子力事業統括部長（現在にいたる）

候補者とした理由

勝海和彦氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。2023年に取締役に選任され、原子力事業統括部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

(注) 勝海和彦氏の取締役会出席回数は、2023年6月28日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者番号

7

は ま

濱

や

谷

ま さ

將

と

人

(1959年1月3日生)

新任



所有する当社
普通株式の数
20,000株

略歴、地位及び担当

1982年 4 月 当社入社
2011年 7 月 当社電源立地部長
2011年12月 当社総務部立地室長
2014年 7 月 当社執行役員 総務部立地室長
2015年 6 月 当社執行役員 函館支店長
2016年 4 月 当社執行役員 総務部部长
2017年 7 月 当社上席執行役員 総務部部长
2018年 7 月 当社執行役員 総務部部长
2020年 7 月 当社常務執行役員 総務部部长
2022年 6 月 当社常務執行役員 原子力推進本部副本部長
2023年 6 月 当社常務執行役員 原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、泊原子力事務所長（現在にいたる）

候補者とした理由

濱谷将人氏は、主に電源立地部門での業務経験を有しています。総務部立地室長、函館支店長を務めたほか、2020年に常務執行役員に選任され、泊原子力事務所長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。

候補者番号

8

つ ち

土

だ

田

ひろし

拓

(1962年3月31日生)

新任



所有する当社
普通株式の数
5,700株

略歴、地位及び担当

1985年 4 月 当社入社
2016年 6 月 当社総務部企業行動室長
2019年 6 月 当社送配電カンパニー帯広支店長
2020年 4 月 北海道電力ネットワーク株式会社 帯広支店長
2020年 7 月 同執行役員 帯広支店長（2021年6月退任）
2021年 6 月 当社執行役員 秘書室長（現在にいたる）

候補者とした理由

土田 拓氏は、主に総務部門での業務経験を有しています。総務部企業行動室長、北海道電力ネットワーク株式会社執行役員 帯広支店長を務めたほか、2021年に当社執行役員に選任され、秘書室長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。

候補者番号

9

よし

吉

かわ

川

たけし

武

(1956年11月18日生)

新任

社外取締役
候補者

独立役員
候補者



所有する当社
普通株式の数
2,311株

略歴、地位及び担当

1987年 4 月 弁護士登録・札幌弁護士会入会
1989年 4 月 釧路弁護士会に登録換え
1991年 4 月 札幌弁護士会に登録換え（現在にいたる）
2007年 6 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道 社外監査役（2008年
6月退任）
2012年 4 月 札幌市固定資産評価審査委員会委員
2015年 5 月 同 委員長（2018年3月退任）

重要な兼職の状況

弁護士

候補者としての理由及び期待される役割の概要

吉川 武氏は、弁護士として法務、コンプライアンス・リスクマネジメントをはじめとする豊富な経験と幅広い識見を有しているほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、取締役として必要な人格、識見、能力を備えており、独立かつ客観的な立場から、取締役会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、選任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

- (注) 1. 吉川 武氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員の候補者として届け出ております。
2. 本議案において吉川 武氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を、同氏との間で締結する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役（以下、本議案において「監査等委員」といいます。）全員が任期満了となりますので、監査等委員6名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員候補者を決定するにあたり、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、次のとおりであります。

- (注) 1. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を、大野 浩氏、長谷川 淳氏、成田教子氏、竹内 巖氏、鵜飼光子氏との間で締結しています。各候補者の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、戸巻雄一氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
2. 当社は、本年4月1日から会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を、大野 浩氏、長谷川 淳氏、成田教子氏、竹内 巖氏、鵜飼光子氏との間で締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各取締役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことが判明した場合などは当社が補償した費用及び損失の返還請求が可能となることや、当社が各取締役に対して補償する同項第2号の損失の支払限度額の定めなどを設けています。各候補者の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、戸巻雄一氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結しており、填補対象とされる損害の範囲は、株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。当該保険の被保険者の範囲は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、保険料は当社が全額負担しています。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者 番号	氏 名		取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	性別
1	おお の ひろし 大 野 浩	再任	14／14 (100%)	12／12 (100%)	男性
取締役監査等委員（常勤）					
2	と まき ゆう いち 戸 巻 雄 一	新任	—	—	男性
執行役員					
3	は せ がわ じゅん 長谷川 淳	再任 社外	14／14 (100%)	12／12 (100%)	男性
取締役監査等委員 ※社外役員としての通算在任年数 11年					

候補者 番号	氏 名		取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	性別
4	なり た のり こ 成 田 教 子	再任 社外	14／14 (100%)	12／12 (100%)	女性
取締役監査等委員 ※社外役員としての通算在任年数 8年					
5	たけ うち いわお 竹 内 巖	再任 社外	13／14 (92%)	12／12 (100%)	男性
取締役監査等委員 ※社外役員としての通算在任年数 3年					
6	う かい みつ こ 鵜 飼 光 子	再任 社外	14／14 (100%)	12／12 (100%)	女性
取締役監査等委員 ※社外役員としての通算在任年数 6年					

（注）各候補者の氏名の下段には、本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。

候補者番号

1

お の
大 野

ひろし
浩

(1960年4月5日生)

再任



所有する当社
普通株式の数
10,800株

取締役会出席回数
14 / 14
(100%)

監査等委員会出席回数
12 / 12
(100%)

略歴、地位及び担当

1984年4月 当社入社
2011年12月 当社総務部企業行動室長
2016年6月 当社北見支店長
2017年7月 当社執行役員 北見支店長
2018年4月 当社執行役員 送配電カンパニー札幌支店長（2020年3月退任）
2020年4月 北海道電力ネットワーク株式会社執行役員 札幌支店長（2020年6月退任）
2020年6月 当社監査役
2021年6月 当社常任監査役
2022年6月 当社取締役監査等委員（常勤）（現在にいたる）

候補者とした理由

大野 浩氏は、2020年に監査役、2021年には常任監査役、2022年には取締役監査等委員（常勤）に就任し、取締役の職務執行を監督しています。電気事業全般に精通しており、豊富な業務経験のほか、監査役（常勤）及び取締役監査等委員（常勤）としての実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

（注）大野 浩氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

と ま き ゆ う い ち
戸 巻 雄 一

(1963年1月18日生)

新任



所有する当社
普通株式の数
6,130株

略歴、地位及び担当

1987年4月 当社入社
2017年4月 当社流通企画部長
2018年4月 当社送配電カンパニー流通企画部長
2019年7月 当社執行役員 送配電カンパニー流通企画部長（2020年3月退任）
2020年4月 北海道電力ネットワーク株式会社執行役員 企画部長（2022年6月退任）
2022年6月 当社執行役員 原子力監査室長（現在にいたる）

候補者とした理由

戸巻雄一氏は、主に工務部門、企画部門での業務経験を有しています。北海道電力ネットワーク株式会社執行役員 企画部長を務めたほか、2022年に当社執行役員に選任され、原子力監査室長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、監査等委員である取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、監査等委員である取締役への選任をお願いするものです。

（注）戸巻雄一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

は せ が わ
長谷川

じゅん
淳

(1943年12月13日生)

再任

社外取締役
候補者

独立役員
候補者



所有する当社
普通株式の数

4,100株

取締役会出席回数

14 / 14

(100%)

監査等委員会出席回数

12 / 12

(100%)

略歴、地位及び担当

1971年4月 北海道大学工学部講師
1985年4月 同 工学部教授
1997年4月 同 大学院工学研究科教授 (2004年3月退任)
2004年4月 函館工業高等専門学校校長 (2009年3月退任)
2009年4月 北海道情報大学学長
2013年4月 同 顧問 (2014年3月退任)
2013年6月 当社監査役
2022年6月 当社取締役監査等委員 (現在にいたる)

候補者とした理由及び期待される役割の概要

長谷川 淳氏は、2013年より社外監査役、2022年には監査等委員である社外取締役に就任しています。学識経験者として豊富な経験と幅広い識見を有しており、取締役会や監査等委員会において、専門的な知識を背景として適切な意見等を表明いただいております。また、人事・報酬諮問委員会（当社が任意で設置する取締役会の諮問機関）の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

- (注) 1. 長谷川 淳氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 長谷川 淳氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。社外監査役も含めた通算の年数は11年となります。
3. 長谷川 淳氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

候補者番号

4

なり た のり こ
成 田 教 子

(1951年4月11日生)

再任

社外取締役
候補者

独立役員
候補者



所有する当社
普通株式の数
0株

取締役会出席回数
14 / 14
(100%)

監査等委員会出席回数
12 / 12
(100%)

略歴、地位及び担当

1979年4月 弁護士登録・札幌弁護士会入会（現在にいたる）

2014年12月 北海道労働委員会会長（2016年11月退任）

2016年6月 当社監査役

2022年6月 当社取締役監査等委員（現在にいたる）

重要な兼職の状況

弁護士

候補者とした理由及び期待される役割の概要

成田教子氏は、2016年より社外監査役、2022年には監査等委員である社外取締役に就任しています。弁護士として豊富な経験と幅広い識見、また財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役会や監査等委員会において、コーポレートガバナンスに関する意見等を表明いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

- (注) 1. 成田教子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 成田教子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。社外監査役も含めた通算の年数は8年となります。
3. 成田教子氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

候補者番号

5

たけ
竹

うち
内

いわお
巖

(1958年4月5日生)

再任

社外取締役
候補者

独立役員
候補者



所有する当社
普通株式の数

3,000株

取締役会出席回数

13 / 14

(92%)

監査等委員会出席回数

12 / 12

(100%)

略歴、地位及び担当

1981年4月 株式会社北洋相互銀行（現 株式会社北洋銀行）入行
2012年6月 同 執行役員 釧路中央支店長
2013年11月 同 執行役員 融資第一部審議役
2014年6月 同 常務執行役員
2016年6月 同 常務取締役
2019年6月 同 取締役副頭取
2021年6月 当社監査役
2022年6月 株式会社北洋銀行 常勤監査役（現在にいたる）
2022年6月 当社取締役監査等委員（現在にいたる）
2023年1月 株式会社カナモト 監査役（社外）（現在にいたる）

重要な兼職の状況

株式会社北洋銀行常勤監査役
株式会社カナモト監査役（社外）

候補者としての理由及び期待される役割の概要

竹内 巖氏は、2021年より社外監査役、2022年には監査等委員である社外取締役就任しています。株式会社北洋銀行の役員として豊富な経営経験と幅広い識見を有しているほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役会や監査等委員会において、コーポレートガバナンスに関する意見等を表明いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

- (注) 1. 竹内 巖氏は、株式会社北洋銀行の常勤監査役であり、当社は同社株式の6.02%を保有しております。同社は当社株式の4.97%を有する株主であり、同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。当社グループの同社からの借入金残高は、当社の連結総資産の2.2%程度となっております。
2. 株式会社カナモトと当社の間には、記載すべき関係はありません。
3. 竹内 巖氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。社外監査役も含めた通算の年数は3年となります。
4. 竹内 巖氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。



所有する当社
普通株式の数

12,800株

取締役会出席回数

14 / 14

(100%)

監査等委員会出席回数

12 / 12

(100%)

略歴、地位及び担当

1983年4月 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助手（1985年3月退任）

1985年4月 群馬女子短期大学助教授（1991年3月退任）

1991年4月 武蔵丘短期大学助教授（2001年3月退任）

2001年4月 北海道教育大学大学院教育学研究科教授

2018年4月 同 名誉教授（現在にいたる）

2018年6月 当社取締役

2022年6月 当社取締役監査等委員（現在にいたる）

候補者とした理由及び期待される役割の概要

鵜飼光子氏は、2018年より社外取締役、2022年には監査等委員である社外取締役に就任しています。学識経験者としての豊富な経験・識見を背景として、専門分野に留まらない幅広い見地から、取締役会や監査等委員会において、当社経営に対する多様かつ適切な発言をいただいております。また、人事・報酬諮問委員会（当社が任意で設置する取締役会の諮問機関）の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

(注) 1. 鵜飼光子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 鵜飼光子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。社外取締役に就任してからの年数は6年となります。

3. 鵜飼光子氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

<ご参考>取締役（監査等委員である取締役を含む。）候補者のスキル・マトリックス

氏 名	当社における地位	取締役に期待される知見・経験						
		企業経営・ 経営戦略	販売	事業開発	技術・ 研究開発	法務	財務会計	ESG
藤井 裕	代表取締役会長	●		●				●
齋藤 晋	代表取締役 社長執行役員	●	●	●				
上野 昌裕	代表取締役 副社長執行役員	●		●			●	
小林 剛史	代表取締役 副社長執行役員	●	●				●	
原田 憲朗	取締役 常務執行役員	●	●		●			
勝海 和彦	取締役 常務執行役員			●	●			●
濱谷 将人	取締役 常務執行役員		●		●			●
土田 拓	取締役 常務執行役員			●		●		●
吉川 武	取締役					●	●	●
大野 浩	取締役 監査等委員（常勤）	●	●			●		
戸巻 雄一	取締役 監査等委員（常勤）	●			●			●
長谷川 淳	取締役 監査等委員			●	●			●
成田 教子	取締役 監査等委員					●	●	●
竹内 巖	取締役 監査等委員	●		●			●	
鵜飼 光子	取締役 監査等委員			●	●			●

※各人の有する専門性及び経験のうち主なものを最大3つまで記載しています。

上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

※「事業開発」の項目には、IT、デジタルトランスフォーメーションに関する専門性を含みます。

※「技術・研究開発」の項目には、「電力の安定供給」に資する専門知識のほか、カーボンニュートラルに関する専門性を含みます。

＜株主提案（第4号議案から第12号議案まで）＞

第4号議案から第12号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（37名）の議決権の数は、562個であります。

〔提案を受けた各議案の内容及び提案理由は、原文のまま記載しています。〕

第4号議案 定款一部変更の件（1）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第9章 取締役および顧問への報酬の個別開示

第41条 役員の報酬・賞与その他職務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は個々人別に遅滞なく公表する

第42条 有償の顧問・相談役等の特別な役職に対する報酬について会計年度内に遅延なく公表する

▼提案理由

この議案は、第89回定時株主総会より継続して提案し、毎回10%を超える賛成率、昨年第99回定時株主総会では25.33%の支持を得ている。

毎年の会計報告書には役員報酬は役員の総数に対して総額でしか提示されていない。会計はどこまでも透明化が求められる。その明細を明らかにし、株主に対して納得のいく説明を用意すべきと考える。また、公益企業である北海道電力の社会的責任の重さを鑑みれば、個々の役員報酬や有償の顧問など特別な役職の報酬を開示すべきである。

経営上の悪化を理由に、ここ数年、株主配当が無配ないし、5～10円程度の低い配当が続いている。役員報酬は、経営状況に応じて決めるべきものである。電力料金大幅値上げの申請に至るほどの経営状況下においても役員には少なからぬ金額が支給されている。

無配・低額配当を甘受し続けている一株主の立場として、経営責任のある役員及び顧問それぞれの報酬の開示を求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については、株主総会で決議いただいた月額限度額の範囲内で、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会が審議した後、取締役会決議により一任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が、当該審議を踏まえ、各人の支給額を決定しています。

また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の業績連動型株式報酬については、株主総会決議の上限株式数の範囲内で、役員株式給付規程に基づき、人事・報酬諮問委員会が審議した後、取締役会決議により各人の支給株式数等を決定しています。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議いただいた月額限度額の範囲内で、各人の支給額を監査等委員である取締役の協議により決定しています。

さらに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）について、支給される報酬等の総額及び員数を事業報告及び有価証券報告書に記載しています。報酬等の総額を員数で除することにより、それぞれの報酬額の平均が容易にわかるようになっており、取締役会としては、その多寡を判断するうえで十分な開示をしていると考えます。

取締役は、株主さまから付託された役割を果たすべく、当社の使命である北海道の電力の安定供給確保をは

じめとした事業運営に関わる業務執行及びその監査など、それぞれの職務に忠実に取り組んでおり、相応の報酬を支給することは必要かつ適切であると考えます。また、当社は業績などに鑑み、賞与の不支給や年間報酬額の減額を継続しています。

なお、現在、無報酬の名誉顧問は4名いますが、顧問はありません。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第5号議案 定款一部変更の件（2）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第10章 相談役、顧問の廃止

第43条 相談役、顧問を廃止する。（副会長、参与など役割の不透明な有償役職を設けない）

▼提案理由

この議案は、第89回定時株主総会より継続して提案し、毎回10%を超える賛成率、昨年第99回定時株主総会では17.39%の支持率を得ている。

顧問、相談役等の役職は、報酬を支払いながら開示せず、役割も曖昧で、旧トップの不祥事の隠れ蓑ないし院政を続ける温床となることが株主や海外投資家から疑問視されている。多くの国内企業が顧問・相談役制度を廃止している。

本年2月20日に更新された当社コーポレートガバナンス報告書の「相談役・顧問」の項目では、相談役の記載はなく、名誉顧問4名の氏名・役職・地位を公表している。

原子力発電に関連する不祥事や、経営不振に至った責任を問われるべき人物が顧問に就いている。取締役退任後も会社運営に影響を与え続ける可能性はわずかでも容認できない。本会社は今後も有償・無償に関わらず相談役や顧問などの不透明な役職を置くべきではないと考える。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

当社では、相談役の制度はありませんが、経営層が必要に応じて指導・助言を得ることを目的として、会長・社長経験者に対し、原則として、勤務のない無報酬の名誉顧問を委嘱しています。

名誉顧問が地域社会・経済への貢献、ひいては当社の企業価値向上への貢献を目的として社外活動に従事する必要がある場合には、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会で審議のうえ、取締役会決議により顧問として選任することがあります。顧問は原則として、当社での勤務はなく無報酬です。

名誉顧問、顧問のいずれも、当社の取締役会その他の会議体には出席することではなく、経営層からの報告なども実施しておらず、経営のいかなる意思決定にも関与しないこととしています。

なお、現在、無報酬の名誉顧問は4名いますが、顧問はありません。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第6号議案 定款一部変更の件（3）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第11章 原子力事業を含む不採算事業の廃止

第44条 原発を含む発電施設のライフタイムコストが営業上、マイナス試算になる場合は、直ちに該当の発電設備を廃棄する

第45条 経営健全化のためライフタイムで事業成果が出せない発電事業は廃止する

第46条 試算により事業利益が見込めないことが示された場合、ただちに廃棄手続きを行う

▼提案理由

本会社はホールディングス全体として、電源の安定供給を維持するため、自然再生エネルギーへの転換や新発電設備導入に必要な設備費、維持費が会計報告されている。また、経営を健全化し、電力消費者ほか全てのステークホルダーに対し、発電、配送電を含む事業が、事業の成果として有用な利益を生む実績を示すことを期待されている。

近年、エネルギーや資源の極端な高騰により、設置時に想定していた廃炉費用などが積立金だけでは足りなくなることや、廃棄時期までを見越した維持費、廃棄費用を含む試算により、事業としてマイナスを示すことが考えられ、稼働予定期間内に設備投資分が回収できるかが心配されている。

このため、予測の試算を保守的にしたうえで、事業として、さほど利を産まない、むしろマイナスとなる可能性が大きい場合は、早期に発電事業として、該当発電事業を廃止し、廃棄の手続きを開始することを提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

エネルギー資源の乏しいわが国においては、原子力、火力に加え、水力・太陽光・風力・地熱などの再生可能エネルギーといった様々な電源をバランス良く活用していくことが必要であり、当社としてもこのようなエネルギーミックスの考え方に基づいた電源構成としています。そのうえで、安定供給を確保しつつ、収益性及び設備の経年化状況などを勘案し、一部の火力発電所については、休廃止を進めています。

また、国が昨年7月に閣議決定した「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」においては、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い原子力などの電源を最大限活用する方針が示されています。当社としても、原子力は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有するなど、電力の安定供給の確保に資するとともに、技術的に確立した脱炭素電源としてカーボンニュートラルの実現に向けて最大限貢献する重要な基幹電源であると考えています。泊発電所の再稼働後は火力発電所の燃料費などが低減され、当社の収支・財務の改善に寄与します。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件（4）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第12章 迅速かつ透明性ある防災情報発信態勢の構築

第47条 泊発電所における緊急事態により被災の恐れがある全ての人々の、最大限の被曝防護及び安全な避難を可能にするために、当社は、必要な多重化されたモニタリング態勢と、迅速かつ透明性ある防災情報発信態勢を構築する

第48条 当社はそのための連絡会を、北海道、後志管内20市町村、札幌市、及び希望する道内市町村の首長、防災担当者、住民団体と共に立ち上げる

第49条 泊発電所において、施設・設備に何らかの異常事態が起こった場合には、当社は北海道及び上記連絡会の各構成員に対し、遅滞なく情報を開示するものとする

▼提案理由

原子力災害に係る防災・避難対策の準備及び災害時避難等の対応の責任は自治体に課せられているが、その初動には災害の原因たる施設内異常に関する迅速かつ透明性ある情報開示が欠かせない。

元日に発生した能登半島地震の際、北陸電力は発災直後には「志賀原発に異常なし」としていたが、変圧器の故障・油漏れ、外部電源の一部喪失、使用済燃料プール冷却ポンプの一時停止、同プールからの溢水など数々の異常事態が起きていたことを後から小出しに公表した。事業者の原発施設内異常に関する確認態勢の甘さ、原子力災害時の情報信頼度への懸念が改めて深まった。

万一泊発電所で緊急事態が起きた場合、周辺住民の安全確保に不可欠な情報の正確さと迅速な発信に責任を持つことは当社の義務である。情報発信は原子力災害対策重点区域にとどまらず、風向きによっては被災が懸念される全ての地域の人々に必要である。よって上記防災情報共有体制の構築を提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

泊発電所周辺のモニタリングについて、通常時より発電所周辺に電源や通信機能などを多重化した常設モニタリングポストを設置して放射線量の監視及び測定を行っています。加えて、常設モニタリングポストが使用不能となった場合でも、モニタリングカー及び可搬型モニタリングポストにより代替可能です。また、放射性物質の拡散に影響する風向風速などの気象条件についても、電源や通信機能などを多重化した設備で測定しています。

当社は原子力災害対策特別措置法に基づき「泊発電所原子力事業者防災業務計画」を作成しており、緊急時における情報連絡体制を確立し、国や北海道に加え、泊発電所から30km圏内の13町村や警察、消防などに直ちに連絡することとしています。また、北海道においては「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」に基づき、避難先などとなる市町村に直接連絡する他、上記の13町村以外の道内市町村には、各振興局を通じ遅滞なく情報提供を行うものと承知しています。

当社は、万一の原子力災害時に備え、的確な情報を迅速に発信できるように今後も取り組んでいきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、能登半島地震後、北陸電力株式会社は、志賀原子力発電所1、2号機（定期検査により停止中）について、原子炉施設の安全確保に問題は生じていないこと、また、外部への放射能の影響はないことを発表しています。

第8号議案 定款一部変更の件（5）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第13章 核燃料移動・泊発電所の稼働等、重要決定に関する事前合意の義務化

第50条 発電用燃料及び使用済燃料に関する何らかの操作、発電所稼働の是非等、防災上留意すべき事柄について判断を行う際には、北海道、後志管内20市町村、札幌市及び希望する道内市町村の首長及び防災担当者、住民団体に対し十分な事前情報提供と意見聴取を行い、最終的な決定には上記全市町村の合意を要するものとする

▼提案理由

原子力災害対策指針に、事業者は原子力災害対策について大きな責務を有しているとされている。

本年1月の能登半島震災で、多重複合災害時に原発事故が起これば被災住民は避難・被曝防護の術なく命と財産の危機に直面することが明らかとなった。

原子力防災対策の準備の有無に関わらず防災時の風向きにより被災当事者になり得ることは、福島第一原発事故の重大な教訓である。当時の近藤駿介原子力委員長による「最悪のシナリオ」では、使用済燃料プールが破損すれば250キロ圏が任意避難の対象になるとした。

公益企業の本会社には、泊発電所をたとえ稼働する場合でも、リスクを負う全ての人々の命と人権に配慮する責任がある。現行の安全協定及び安全確認協定ではこの責任を保証できない。原子力災害対策重点区域を超える広域の自治体及び住民に万一の被災を未然に防ぐ意思表示の機会を保証すべきである。よって重要決定に関する事前合意の義務化を提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

当社は、泊発電所周辺の安全確保及び環境保全を図るため、北海道及び岩宇4町村と安全協定を締結しています。安全協定では、原子炉施設及びこれに関連する主要な施設の新増設や変更などに対して事前に北海道及び岩宇4町村の了解を得るものとしています。

また、北海道及び後志管内16市町村（岩宇4町村を除く）と安全確認協定を締結しています。本協定は、北海道から示された協定範囲及び内容をもとに泊発電所周辺市町村協議会でご議論いただき締結したものであり、協定当事者間で連絡会を設置し、発電所の運営などに関する情報を当社から提供するとともに、相互に意見を申し述べる機会を確保しています。

札幌市などその他の自治体に関しては、北海道において、「原子力防災に関する連絡会議」を通じた情報共有や、緊急時の道内全自治体への通報連絡体制が構築されるなど、行政間での緊密な連携が図られているものと承知しています。

当社としては、これまでの安全対策にとどまることなく、重大事故リスクの一層の低減に継続的に取り組んでいくとともに、引き続き様々な機会を捉えながら立地地域をはじめ、広く道民のみなさまへの情報提供に努めていきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第14章 業績連動型株式報酬制度の廃止

第51条 過去の業績連動報酬と株式報酬を全て返還し、株主の配当及び電気料金価格調整分に回すこと

▼提案理由

本会社の業績連動型株式報酬制度の導入については第97回定時株主総会で承認された。当社は昨年度、多額の収益減少を理由に規制料金大幅値上げをする判断に至り、消費者に負担を強いた。昨年2023年4月20日の公聴会では「役員報酬の減額」を「経営不振の責任」と認めた。他電力会社のカルテル問題など同様の事案が本会社であったか問われる中、当事者である取締役らは一般会計報告ではわかりにくい新制度を利用し、役員だけの特権的報酬として増額分を得ている。

役員報酬の上限を決めた一方で、業績連動型株式報酬制度の導入は取締役報酬を隠れて補填するものである。不公平で額が見えにくい報酬支給の仕方は、会計報告のガラス張りが求められる公益企業の経営上、相応しくない。

拠って、業績連動報酬と株式報酬制度の廃止、過去の業績連動報酬と株式報酬額全ての返還を求める。また、回収相当額は株主配当や電気料金に反映するよう求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードは、中長期的な業績に連動した報酬制度を推奨しています。当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の業務執行に対するインセンティブを高め、業績及び企業価値の向上に寄与することを目的として、株式報酬と賞与からなる業績連動報酬を導入しています。

株式報酬は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を一層高めることを目的として導入しました。導入にあたって、機関投資家をはじめとする株主さまから、97.17%の賛同をいただきました。

各人の支給株式数等は、株主総会決議の上限株式数の範囲内で、役員株式給付規程に基づき、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会が審議した後、取締役会決議により決定するとともに、報酬の総額及び員数は事業報告及び有価証券報告書に記載しています。

また、賞与は、支給の都度株主総会で総額を決議いただいたうえで、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会決議により一任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が、各人の支給額を決定します。

このように、業績連動報酬は、十分な透明性を有する制度となっています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、昨年度の業績連動報酬のうち、株式報酬については連結経常利益などの業績目標の達成度に応じて支給しますが、賞与については不支給としています。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第15章 再エネ主力化と高効率新火力を二本柱とした脱炭素化促進

第52条 再生可能エネルギーの主力化を目指す

第53条 当面は熱効率の高い新型火力への転換を推進

▼提案理由

再エネ主力化は必要だが、急ぎ過ぎた為に大規模な風車やソーラーによる環境・健康負荷のマイナス面も表れており、住民の声を聞きながら慎重に進める必要がある。それが結果として、脱炭素化を早めるだろう。

本会社が現時点で注力すべきは、最新技術を導入した熱効率が高い新型火力を進めることであろう。昨年、苫東厚真の石炭コンバインドサイクルについては「技術的信頼性が低く撤退した」と聞いたが、電源開発・磯子火力発電所のように超々臨界圧方式で熱効率45%程度の火力は全国にあり、旧火力より熱効率が数%～15%上昇している。

本会社は、石狩湾新港の天然ガスコンバインドサイクル発電所の建設延期を撤回し、更に休止中の伊達、廃止が決定した奈井江、砂川のような旧型の火力発電所を高効率最新型火力へ切変えるべきである。温排水を有効利用すれば尚良い。

再エネ主力化推進と新型高効率火力推進の2つを柱とした、脱炭素化促進を求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

再生可能エネルギー電源の導入拡大について、まずは「ほくでんグループ経営ビジョン2030」で掲げた目標である「2030年度までに30万kW以上増」を早期に達成し、その後も積極的な積み増しを図ります。

また、将来的な安定供給の維持やさらなる再生可能エネルギーの導入には、調整力などを有する火力発電所が引き続き重要な役割を果たします。水素・アンモニア燃焼など火力発電所の脱炭素化に貢献する新技術の開発について検討を進めていくとともに、経年化した効率の低い火力発電所については、安定供給を確保したうえで休廃止を進めていきます。

石狩湾新港発電所2号機については、第1回長期脱炭素電源オークションで落札し、運転開始時期を2034年度から2030年度に変更しています。

当社は、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取り組みや中長期的な需給見通しなどを踏まえ、電源計画を必要に応じて見直していきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第16章 発電設備ごとの発電原価と売電価格を毎月公表する

第54条 本会社の発電設備ごとの発電原価と売電価格を毎月公表する

▼提案理由

電源別の発電費や発電電力量は年度ごとの有価証券報告書で見られるが、毎月の情報は掲載されていない。発電設備ごとの発電原価と売電価格を毎月公表することにより、以下のメリットがある。

1. エネルギー市場が透明で公正に運営されることが保証される。
2. 新規発電プロジェクトや既存の発電設備の改修・更新に関する投資決定を支援する。
3. 発電設備の原価や価格と他の設備の比較を行うことができ、効率的なエネルギー生産方法や技術の採用が促進され、エネルギー効率の向上につながる。

総じて、発電原価と売電価格の毎月の公表は、エネルギー市場の透明性や効率性を高め、持続可能なエネルギー供給システムの構築に貢献する。

本会社の発電設備ごとの発電原価と売電価格を毎月公表することを提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

競争環境下において、発電設備ごとの発電原価及び売電価格は当社の経営戦略や競争力に直結する機密情報であり、これを公表することは適切でないと考えています。

また、発電所の新設やリプレースなどにあたっては、電力の長期的な安定供給を確保できること、経済性に優れ長期的な価格安定性を有していること、環境保全に配慮することを基本とし、時々刻々と変化する需要に合わせ、ベース、ミドル、ピークといった様々な特性を持つ電源を組み合わせることなどを検討したうえで投資を判断しています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第17章 企業倫理委員会に傍聴者の参加を認める

第55条 企業倫理委員会が第三者的視点から見て、正常に機能しているかを確認できるように、株主が企業倫理委員会を傍聴可能にする

▼提案理由

北海道電力（株）および北海道電力ネットワーク（株）は、両社が一体となってコンプライアンスを推進するため、北電（株）社長を委員長とする企業倫理委員会（以下、「倫理委」）を設置している。

倫理委は、「コンプライアンス（法令・社内規程・企業倫理遵守）」の徹底や、コンプライアンスに反する事案への的確な対応・再発防止に向けた取り組みなど、ほくでんグループにおける取り組みを円滑かつ効果的に推進することを目的としており、四半期毎に定例委員会を開催している。

コンプライアンス指針には、運営や結果の公正性・透明性を持たせるため「事実」を「包み隠さず」「速やかに」発信し、ご意見を伺うとある。定例委員会議事録は「非公開」になっているが、ホームページ等で公表すべきである。

倫理委が第三者的視点から見て、正常に機能しているかを確認できるように、株主が倫理委を傍聴可能にすることを提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

コンプライアンスの推進にあたっては、当社代表取締役社長執行役員を委員長とする企業倫理委員会を四半期ごとに開催し、当社及び北海道電力ネットワーク株式会社が一体となって取り組みを行っています。

企業倫理委員会においては、コンプライアンス活動の公正性・透明性を確保する観点から、社外委員として外部有識者及び北海道電力労働組合本部執行委員長が、コンプライアンスに反する事案への対応策や再発防止対策について取り組みの有効性を確認しています。

さらに、当社監査等委員（常勤）及び北海道電力ネットワーク株式会社常勤監査役がオブザーバーとして出席し、企業倫理委員会の仕組みが適正に機能しているかを確認しています。

また、社会的影響が大きいコンプライアンス違反事案については、株主・投資家をはじめとするステークホルダーのみなさまに当社の取り組み状況をご理解いただけるよう適時・適切に公表しています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

以 上